

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）												
総則編 略 歩掛編 第 1 章 基準 1 適用範囲 略 2 価格の構成 略 3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 ア～ウ 略 エ 直接経費 (ア) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(ア)－1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(ア)－2 を原則適用する。ただし、現地条件等により (ア)－1、(ア)－2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 (ア)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれているため、別途計上しないこと。 同一業務の中で物件調査等の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>用地調査</td><td>直接人件費の 0.56%</td><td>230</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用とする。 なお、現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しないこと。 (ア)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費交通費の率を用いた積算 用地調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	用地調査	直接人件費の 0.56%	230	総則編 略 歩掛編 第 1 章 基準 1 適用範囲 略 2 価格の構成 略 3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 ア～ウ 略 エ 直接経費 (ア) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(ア)－1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(ア)－2 を原則適用する。ただし、現地条件等により (ア)－1、(ア)－2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 (ア)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれているため、別途計上しないこと。 同一業務の中で物件調査等の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>用地調査</td><td>直接人件費の 0.56%</td><td>230</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用とする。 なお、現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しないこと。 (ア)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費の率を用いた積算 用地調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	用地調査	直接人件費の 0.56%	230
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）											
用地調査	直接人件費の 0.56%	230											
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）											
用地調査	直接人件費の 0.56%	230											

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																
同一業務の中で物件調査等の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>用地調査</td><td>直接人件費の 0.83%</td><td>313</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用とする。 なお、現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しないこと。 2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 2)－1 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規程とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 2)－2 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－2－1（3）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 （イ）～（ウ） 略 オ 略 (2) 間接調査費 略	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	用地調査	直接人件費の 0.83%	313	同一業務の中で物件調査等の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>用地調査</td><td>直接人件費の 0.83%</td><td>313</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用とする。 なお、現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しないこと。 2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 用地調査については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。 同一業務の中で物件調査等の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>日当・宿泊料（千円）</th></tr><tr><td>用地調査</td><td>7.3X</td></tr></table> X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－2－1（3）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 （イ）～（ウ） 略 オ 略 (2) 間接調査費 略	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	用地調査	直接人件費の 0.83%	313	区分	日当・宿泊料（千円）	用地調査	7.3X
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）															
用地調査	直接人件費の 0.83%	313															
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）															
用地調査	直接人件費の 0.83%	313															
区分	日当・宿泊料（千円）																
用地調査	7.3X																

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）								
(3) 直接原価 ア 労務費（直接人件費） 略 イ 直接経費 （ア）材料費等 物件等調査においては、当該物件等調査を実施するために必要なトレース印刷費及び消耗品費であり、直接人件費の 7 %を計上する。 （イ）旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、（イ）－ 1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、（イ）－ 2 を原則適用する。ただし、現地条件等により（イ）－ 1、（イ）－ 2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託） 1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 （イ）－ 1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 物件等調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれているため、別途計上しないこと。 同一業務の中で用地調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><td>区分</td><td>旅費交通費</td></tr><tr><td>物件等調査</td><td>直接人件費の 1.91%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡者（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しないこと。 （イ）－ 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費交通費の率を用いた積算 物件等調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。 同一業務の中で用地調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。	区分	旅費交通費	物件等調査	直接人件費の 1.91%	(3) 直接原価 ア 労務費（直接人件費） 略 イ 直接経費 （ア）材料費等 物件等調査においては、当該物件等調査を実施するために必要なトレース印刷費及び消耗品費であり、直接人件費の 7 %を計上する。 （イ）旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、（イ）－ 1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、（イ）－ 2 を原則適用する。ただし、現地条件等により（イ）－ 1、（イ）－ 2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託） 1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 （イ）－ 1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 物件等調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれているため、別途計上しないこと。 同一業務の中で用地調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><td>区分</td><td>旅費交通費</td></tr><tr><td>物件等調査</td><td>直接人件費の 1.91%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡者（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しないこと。 （イ）－ 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費の率を用いた積算 物件等調査については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。 同一業務の中で用地調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。	区分	旅費交通費	物件等調査	直接人件費の 1.91%
区分	旅費交通費								
物件等調査	直接人件費の 1.91%								
区分	旅費交通費								
物件等調査	直接人件費の 1.91%								

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）												
<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>物件等調査</td><td>直接人件費の 2. 29%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡者（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しないこと。 2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 2)－1 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規程とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 2)－2 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－2－1（3）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (4)～(5) 略 4 業務期間の算定 略	区分	旅費交通費	物件等調査	直接人件費の 2. 29%	<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>物件等調査</td><td>直接人件費の 2. 29%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡者（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しないこと。 2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 物件等調査については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上すること。 同一業務の中で用地調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区分</th><th>日当・宿泊料（千円）</th></tr><tr><td>物件等調査</td><td>6. 1X</td></tr></table> X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－2－1（3）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (4)～(5) 略 4 業務期間の算定 略	区分	旅費交通費	物件等調査	直接人件費の 2. 29%	区分	日当・宿泊料（千円）	物件等調査	6. 1X
区分	旅費交通費												
物件等調査	直接人件費の 2. 29%												
区分	旅費交通費												
物件等調査	直接人件費の 2. 29%												
区分	日当・宿泊料（千円）												
物件等調査	6. 1X												

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和7年10月1日）新旧対照表

第 2 章 用地調査

1 用地調査の歩掛

(1) 用地調査標準歩掛

用地調査の標準歩掛は次の各表によるものとする。

(中略)

用地調査標準歩掛

表第2－1～2－4 略

表第2－5 建物調査関係

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する 割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺
建物の登記記録 調査	1戸	内 外			0.01 0.01	0.01 0.01		0.02 0.02	0.04	1.0	0.5		×	×
用地現況測量 (建物等)	1,000 ㎡	内 外		0.03 0.06	0.03 0.06	0.03 0.06	0.06	0.09 0.24	0.33	3.5	2.0		×	×

表第2－6 測量業務

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する 割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺
境界確認	1,000 ㎡	内 外	0.10	0.07 0.10	0.07 0.10	0.10		0.14 0.40	0.54	0.5	4.0		○	×
土地境界立会調 書作成		内 外			0.04 0.08	0.04 0.08		0.08 0.16	0.24	1.0	0.5		○	×
補助基準点測量		内 外		0.04 0.08	0.04 0.08	0.04 0.08	0.08	0.12 0.32	0.44	3.5	3.0		○	×
境界測量		内 外		0.07 0.14	0.07 0.14	0.07 0.14	0.14	0.21 0.56	0.77	3.5	2.0		○	×
境界点間測量		内 外		0.02 0.12	0.04 0.12	0.04 0.12		0.10 0.36	0.46	4.5	2.5		○	×
用地境界仮杭設 置		内 外		0.03 0.08	0.03 0.08	0.03 0.08	0.08	0.09 0.32	0.41	3.5	4.5		○	×
面積計算		内		0.22	0.22	0.22		0.66	0.66	0.0	0.0		○	×
復元測量		内 外		0.05 0.17	0.05 0.17	0.05 0.17	0.17	0.15 0.68	0.83	4.0	3.0	対象面 積は 筆面積	○	×

第 2 章 用地調査

1 用地調査の歩掛

(1) 用地調査標準歩掛

用地調査の標準歩掛は次の各表によるものとする。

(中略)

用地調査標準歩掛

表第2－1～2－4 略

表第2－5 建物調査関係

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する 割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺
建物の登記記録 調査	1戸	内 外			0.01 0.01	0.01 0.01		0.02 0.02	0.04	1.0	0.5		×	×
用地現況測量 (建物等)	1,000 ㎡	内 外		0.03 0.06	0.03 0.06	0.03 0.06	0.06	0.09 0.24	0.33	3.0	2.5		×	×

表第2－6 測量業務

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する 割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺
境界確認	1,000 ㎡	内 外	0.10	0.07 0.10	0.07 0.10	0.10		0.14 0.40	0.54	0.5	4.0		○	×
土地境界立会調 書作成		内 外			0.04 0.08	0.04 0.08		0.08 0.16	0.24	1.5	0.5		○	×
補助基準点測量		内 外		0.04 0.08	0.04 0.08	0.04 0.08	0.08	0.12 0.32	0.44	3.0	3.0		○	×
境界測量		内 外		0.07 0.14	0.07 0.14	0.07 0.14	0.14	0.21 0.56	0.77	3.0	2.0		○	×
境界点間測量		内 外		0.02 0.12	0.04 0.12	0.04 0.12		0.10 0.36	0.46	4.0	3.0		○	×
用地境界仮杭設 置		内 外		0.03 0.08	0.03 0.08	0.03 0.08	0.08	0.09 0.32	0.41	3.5	5.0		○	×
面積計算		内		0.22	0.22	0.22		0.66	0.66	0.0	0.0		○	×
復元測量		内 外		0.05 0.17	0.05 0.17	0.05 0.17	0.17	0.15 0.68	0.83	3.5	3.0	対象面 積は 筆面積	○	×

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）													旧（現行）												
表第 2－ 7 図面作成業務													表第 2－ 7 図面作成業務												
工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する 割合（％）		備 考	補 正												
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺											
用地実測図原図 作成	1,000 ㎡	内		0.13	0.17	0.17		0.47	0.47	0.0	0.0	縮尺 1/500を 標準とする	×	○											
用地平面図作成		内		0.05	0.09	0.09		0.23	0.23	0.0	0.5		×	○											
確定図作成		内		0.05	0.09	0.09		0.23	0.23	0.0	0.5		×	○											
用地管理図作成		内		0.05	0.09	0.09		0.23	0.23	0.0	0.5		×	○											
表第 2－ 8 公共用地境界確定協議													表第 2－ 8 公共用地境界確定協議												
工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対す る割合（％）		備 考	補 正												
										(機械経 費)	(材料費)		地 域	縮 尺											
公共用地管理者 との打合せ	1 業務	内 外	0.40 0.70	0.80 0.80	0.60 0.60			1.80 2.10	3.90	0.5	0.5		×	×											
現況実測平面図 作成	1,000 ㎡	内 外		0.04 0.12	0.07 0.12	0.07 0.12		0.18 0.36	0.54	4.0	2.5	縮尺 1/500 を 標準とする	○	○											
横断面図作成	1 km	内 外		2.50	3.00 2.50	3.70 2.50	2.50	6.70 10.00	16.70	3.0	1.5		○	×											
依頼書作成	1 km	内	0.60	1.40	1.40			3.40	3.40	0.0	0.0		×	×											
協議書作成	1 km	内 外	0.90 0.90	0.90 0.90	2.10 0.90			3.90 2.70	6.60	0.5	0.5		×	×											
以下 略													以下 略												
第 3 章 共通 ～ 第 9 章 再算定業務 略													第 3 章 共通 ～ 第 9 章 再算定業務 略												

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																																																																																																								
第 1 0 章 土地評価 1 土地評価の歩掛 土地評価の歩掛は、次の各項目によるものとする。 <i>(1) 打合せ協議 略</i> (2) 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 4 章建物等の調査（2）現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－1 により行うものとする。 表第 1 0－1 現地踏査 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">現地踏査</td><td rowspan="3">業務</td><td rowspan="3">—</td><td>主任技師</td><td>0.56</td><td>0.56</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>0.56</td><td>0.56</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.56</td><td>0.56</td></tr></table> (3) 地域区分及び標準地選定等業務 地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－2 により行うものとする。 表第 1 0－2 地域区分及び標準地選定等業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">地域区分及び標準地選定等業務</td><td rowspan="4">業務</td><td rowspan="4">2～3 区分</td><td>主任技師</td><td>0.92</td><td>1.76</td><td>2.68</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>3.55</td><td>1.24</td><td>4.79</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>3.55</td><td>4.44</td><td>7.99</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.39</td><td>0.39</td></tr></table> 注 1 標準地の選定は、同一状況地域区分ごとに、1 標準地の選定を行うものとしての歩掛である。 注 2 本表規模欄に定める区分の数は、取引事例比較法における近隣地域の数をいい、本表記載の規模以外のものについては、表第 1 0－3 の補正率表を適用するものとする。 表第 1 0－3 近隣地域の数 <table><tr><th>近隣地域の数</th><th>1</th><th>2～3</th><th>4～5</th><th>6～7</th><th>8～1 0</th></tr><tr><td>補正率</td><td>0.80</td><td>1.00</td><td>1.40</td><td>1.80</td><td>2.30</td></tr></table>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考	現地踏査	業務	—	主任技師	0.56	0.56		技 師 A	0.56	0.56	技 師 C	0.56	0.56	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師	0.92	1.76	2.68		技 師 A	3.55	1.24	4.79	技 師 C	3.55	4.44	7.99	技 師 D	—	0.39	0.39	近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～1 0	補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30	第 1 0 章 土地評価 1 土地評価の歩掛 土地評価の歩掛は、次の各項目によるものとする。 <i>(1) 打合せ協議 略</i> (2) 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 4 章建物等の調査（2）現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－1 により行うものとする。 表第 1 0－1 現地踏査 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">現地踏査</td><td rowspan="3">業務</td><td rowspan="3">—</td><td>主任技師</td><td>0.54</td><td>0.54</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>0.54</td><td>0.54</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.54</td><td>0.54</td></tr></table> (3) 地域区分及び標準地選定等業務 地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－2 により行うものとする。 表第 1 0－2 地域区分及び標準地選定等業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">地域区分及び標準地選定等業務</td><td rowspan="4">業務</td><td rowspan="4">2～3 区分</td><td>主任技師</td><td>0.58</td><td>1.34</td><td>1.92</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>4.11</td><td>0.90</td><td>5.01</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>4.11</td><td>3.78</td><td>7.89</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.28</td><td>0.28</td></tr></table> 注 1 標準地の選定は、同一状況地域区分ごとに、1 標準地の選定を行うものとしての歩掛である。 注 2 本表規模欄に定める区分の数は、取引事例比較法における近隣地域の数をいい、本表記載の規模以外のものについては、表第 1 0－3 の補正率表を適用するものとする。 表第 1 0－3 近隣地域の数 <table><tr><th>近隣地域の数</th><th>1</th><th>2～3</th><th>4～5</th><th>6～7</th><th>8～1 0</th></tr><tr><td>補正率</td><td>0.80</td><td>1.00</td><td>1.40</td><td>1.80</td><td>2.30</td></tr></table>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考	現地踏査	業務	—	主任技師	0.54	0.54		技 師 A	0.54	0.54	技 師 C	0.54	0.54	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師	0.58	1.34	1.92		技 師 A	4.11	0.90	5.01	技 師 C	4.11	3.78	7.89	技 師 D	—	0.28	0.28	近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～1 0	補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考																																																																																																																			
現地踏査	業務	—	主任技師	0.56	0.56																																																																																																																				
			技 師 A	0.56	0.56																																																																																																																				
			技 師 C	0.56	0.56																																																																																																																				
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																		
地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師	0.92	1.76	2.68																																																																																																																			
			技 師 A	3.55	1.24	4.79																																																																																																																			
			技 師 C	3.55	4.44	7.99																																																																																																																			
			技 師 D	—	0.39	0.39																																																																																																																			
近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～1 0																																																																																																																				
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30																																																																																																																				
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考																																																																																																																			
現地踏査	業務	—	主任技師	0.54	0.54																																																																																																																				
			技 師 A	0.54	0.54																																																																																																																				
			技 師 C	0.54	0.54																																																																																																																				
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																		
地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師	0.58	1.34	1.92																																																																																																																			
			技 師 A	4.11	0.90	5.01																																																																																																																			
			技 師 C	4.11	3.78	7.89																																																																																																																			
			技 師 D	—	0.28	0.28																																																																																																																			
近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～1 0																																																																																																																				
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30																																																																																																																				

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）																																																															
(4) 標準地価格の算定業務 標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－4 により行うものとする。 表第 1 0－4 標準地価格の算定業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">標準地価格 の算定業務</td><td rowspan="4">標準地</td><td rowspan="4">—</td><td>主任技師</td><td>—</td><td>1.32</td><td>1.32</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>—</td><td>2.05</td><td>2.05</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>—</td><td>2.03</td><td>2.03</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.15</td><td>0.15</td></tr></table> 注 複数の標準地を設定する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。 標準地価格の算定に要する直接人件費＝標準地数×単価								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.32	1.32		技 師 A	—	2.05	2.05	技 師 C	—	2.03	2.03	技 師 D	—	0.15	0.15	(4) 標準地価格の算定業務 標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－4 により行うものとする。 表第 1 0－4 標準地価格の算定業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">標準地価格 の算定業務</td><td rowspan="4">標準地</td><td rowspan="4">—</td><td>主任技師</td><td>—</td><td>1.09</td><td>1.09</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>—</td><td>1.91</td><td>1.91</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>—</td><td>1.87</td><td>1.87</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.10</td><td>0.10</td></tr></table> 注 複数の標準地を設定する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。 標準地価格の算定に要する直接人件費＝標準地数×単価								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.09	1.09		技 師 A	—	1.91	1.91	技 師 C	—	1.87	1.87	技 師 D	—	0.10	0.10
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
標準地価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.32	1.32																																																																	
			技 師 A	—	2.05	2.05																																																																	
			技 師 C	—	2.03	2.03																																																																	
			技 師 D	—	0.15	0.15																																																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
標準地価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.09	1.09																																																																	
			技 師 A	—	1.91	1.91																																																																	
			技 師 C	—	1.87	1.87																																																																	
			技 師 D	—	0.10	0.10																																																																	
(5) 標準地の鑑定評価 表第 1 0－5 標準地の鑑定評価 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td>標準地の 鑑定評価</td><td>業務</td><td colspan="4">令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。</td><td></td><td></td></tr></table> 注 1 本業務を発注する際は、(3)地域区分及び標準地選定等業務、並びに(4)標準地価格の算定業務の発注を必須条件とする。 注 2 標準地の鑑定評価は、平成 14 年 7 月 3 日付け国土第 83 号国土事務次官通知「不動産鑑定評価基準」に基づくものとする。 注 3 土地評価業務主任担当者は、当該主任担当者を除く不動産鑑定士が標準地鑑定評価を行った鑑定評価書を徴するものとする。 注 4 令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用するので、材料費、旅費、交通費、その他原価については計上しないものとする。 注 5 本業務を発注した場合は、平成 21 年 3 月 23 日付け 20 用地第 312 号「土地鑑定評価契約事務要領の制定について（通知）」に基づく土地鑑定評価契約は行わないものとする。 注 6 土地評価委託時に標準地鑑定評価書が既に存する場合は、本業務を発注しないものとする。 注 7 本業務の発注単位は、1 業務とする。								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地の 鑑定評価	業務	令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。						(5) 標準地の鑑定評価 表第 1 0－5 標準地の鑑定評価 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td>標準地の 鑑定評価</td><td>業務</td><td colspan="4">令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。</td><td></td><td></td></tr></table> 注 1 本業務を発注する際は、(3)地域区分及び標準地選定等業務、並びに(4)標準地価格の算定業務の発注を必須条件とする。 注 2 標準地の鑑定評価は、平成 14 年 7 月 3 日付け国土第 83 号国土事務次官通知「不動産鑑定評価基準」に基づくものとする。 注 3 土地評価業務主任担当者は、当該主任担当者を除く不動産鑑定士が標準地鑑定評価を行った鑑定評価書を徴するものとする。 注 4 令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用するので、材料費、旅費、交通費、その他原価については計上しないものとする。 注 5 本業務を発注した場合は、平成 21 年 3 月 23 日付け 20 用地第 312 号「土地鑑定評価契約事務要領の制定について（通知）」に基づく土地鑑定評価契約は行わないものとする。 注 6 土地評価委託時に標準地鑑定評価書が既に存する場合は、本業務を発注しないものとする。 注 7 本業務の発注単位は、1 業務とする。								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地の 鑑定評価	業務	令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。																													
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
標準地の 鑑定評価	業務	令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。																																																																					
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
標準地の 鑑定評価	業務	令和 2 年 3 月 25 日付け 31 用地第 291 号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。																																																																					
(6) 各画地の評価格算定業務 各画地の評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－6 により行うものとする。 表第 1 0－6 各画地の評価格算定業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">各画地の 評価格算定業務</td><td rowspan="3">100 画地</td><td rowspan="3">—</td><td>技 師 A</td><td>3.28</td><td>12.51</td><td>15.79</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>3.28</td><td>8.75</td><td>12.03</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.54</td><td>0.54</td></tr></table> 注 各画地の評価格算定業務は、1 業務あたりの画地数によって次式によるものとする。 各画地の評価格算定に要する直接人件費＝単価／100×画地数								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	各画地の 評価格算定業務	100 画地	—	技 師 A	3.28	12.51	15.79		技 師 C	3.28	8.75	12.03	技 師 D	—	0.54	0.54	(6) 各画地の評価格算定業務 各画地の評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－6 により行うものとする。 表第 1 0－6 各画地の評価格算定業務 <table><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">各画地の 評価格算定業務</td><td rowspan="3">100 画地</td><td rowspan="3">—</td><td>技 師 A</td><td>2.30</td><td>11.33</td><td>13.63</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>2.30</td><td>8.54</td><td>10.84</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.47</td><td>0.47</td></tr></table> 注 各画地の評価格算定業務は、1 業務あたりの画地数によって次式によるものとする。 各画地の評価格算定に要する直接人件費＝単価／100×画地数								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	各画地の 評価格算定業務	100 画地	—	技 師 A	2.30	11.33	13.63		技 師 C	2.30	8.54	10.84	技 師 D	—	0.47	0.47								
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
各画地の 評価格算定業務	100 画地	—	技 師 A	3.28	12.51	15.79																																																																	
			技 師 C	3.28	8.75	12.03																																																																	
			技 師 D	—	0.54	0.54																																																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																
各画地の 評価格算定業務	100 画地	—	技 師 A	2.30	11.33	13.63																																																																	
			技 師 C	2.30	8.54	10.84																																																																	
			技 師 D	—	0.47	0.47																																																																	

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）新旧対照表

新（改正後）							旧（現行）																																																																				
(7) 残地補償算定業務 残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－7 により行うものとする。 <table><caption>表第 1 0－7 残地補償算定業務</caption><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">残地補償算定業務</td><td rowspan="3">100 画地</td><td rowspan="3">—</td><td>技 師 A</td><td>1.55</td><td>7.48</td><td>9.03</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>1.55</td><td>4.60</td><td>6.15</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.29</td><td>0.29</td></tr></table> 注 残地補償算定業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。 残地補償算定に要する直接人件費＝単価／100×対象画地数														種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	残地補償算定業務	100 画地	—	技 師 A	1.55	7.48	9.03		技 師 C	1.55	4.60	6.15	技 師 D	—	0.29	0.29	(7) 残地補償算定業務 残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表第 1 0－7 により行うものとする。 <table><caption>表第 1 0－7 残地補償算定業務</caption><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">残地補償算定業務</td><td rowspan="3">100 画地</td><td rowspan="3">—</td><td>技 師 A</td><td>1.17</td><td>6.66</td><td>7.83</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>1.17</td><td>4.08</td><td>5.25</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>0.25</td><td>0.25</td></tr></table> 注 残地補償算定業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。 残地補償算定に要する直接人件費＝単価／100×対象画地数														種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	残地補償算定業務	100 画地	—	技 師 A	1.17	6.66	7.83		技 師 C	1.17	4.08	5.25	技 師 D	—	0.25	0.25
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																				
残地補償算定業務	100 画地	—	技 師 A	1.55	7.48	9.03																																																																					
			技 師 C	1.55	4.60	6.15																																																																					
			技 師 D	—	0.29	0.29																																																																					
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																				
残地補償算定業務	100 画地	—	技 師 A	1.17	6.66	7.83																																																																					
			技 師 C	1.17	4.08	5.25																																																																					
			技 師 D	—	0.25	0.25																																																																					
第 1 1 章 事業損失防止調査 ～ 第 1 2 章 消費税等調査 略														第 1 1 章 事業損失防止調査 ～ 第 1 2 章 消費税等調査 略																																																													

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和7年10月1日）新旧対照表

新（改正後）									旧（現行）								
第 1 3 章 精度管理業務									第 1 3 章 精度管理業務								
1 精度管理の適用 略									1 精度管理の適用 略								
2 精度管理の歩掛									2 精度管理の歩掛								
精度管理の歩掛は、次の各項目によるものとする。									精度管理の歩掛は、次の各項目によるものとする。								
(1) 打合せ協議 略									(1) 打合せ協議 略								
(2) 非木造建物補償額算定書の精度管理									(2) 非木造建物補償額算定書の精度管理								
表第 1 3－1～1 3－3 略									表第 1 3－1～1 3－3 略								
表第 1 3－4 非木造建物の精度管理									表第 1 3－4 非木造建物の精度管理								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.38	0.38	用途による 区分イの 場合	非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.38	0.38	用途による 区分イの 場合
			技 師 B	—	—	1.30	1.30					技 師 B	—	—	1.30	1.30	
			技 師 C	—	—	1.39	1.39					技 師 C	—	—	1.39	1.39	
			技 師 D	—	—	0.23	0.23					技 師 D	—	—	0.23	0.23	
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.33	0.33	用途による 区分イの 場合	非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.33	0.33	用途による 区分イの 場合
			技 師 B	—	—	1.10	1.10					技 師 B	—	—	1.10	1.10	
			技 師 C	—	—	0.97	0.97					技 師 C	—	—	0.97	0.97	
			技 師 D	—	—	0.21	0.21					技 師 D	—	—	0.21	0.21	
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.37	0.37	用途による 区分イの 場合	非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	—	—	0.37	0.37	用途による 区分イの 場合
			技 師 B	—	—	0.79	0.79					技 師 B	—	—	0.79	0.79	
			技 師 C	—	—	1.00	1.00					技 師 C	—	—	1.00	1.00	
			技 師 D	—	—	0.26	0.26					技 師 D	—	—	0.26	0.26	
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途による 区分イの 場合	非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	(新設)	—	—	—	—	用途による 区分イの 場合
			技 師 A	—	—	0.11	0.11					技 師 A	—	—	0.11	0.11	
			技 師 B	—	—	0.34	0.34					技 師 B	—	—	0.34	0.34	
			技 師 C	—	—	0.42	0.42					技 師 C	—	—	0.42	0.42	
			技 師 D	—	—	0.18	0.18					技 師 D	—	—	0.18	0.18	
注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 1 3－5 の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物 D にあつては、表第 1 3－6 の補正率表を適用するものとする。									注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 1 3－5 の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物 D にあつては、表第 1 3－6 の補正率表を適用するものとする。								
以下 略									以下 略								